化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要 -令和5年1月6日時点

> 資料提供 厚生労働省 滋賀労働局 解説資料・動画作成 滋賀産業保健総合支援センター

> > YouTube の視聴の申し込み先

https://www.shigas.johas.go.jp/archives/ training list/training list-26400

視聴可能期間 令和5年4月17日(月) ~ 令和5年5月19日(金)

資料解説

令和5年4月17日

滋賀産業保健総合支援センター 副所長 吉川昌毅

本資料は、滋賀労働局より提供を受けたもので、当センターで解説した講義内容をノートにまとめたものです。本資料、講義内容について、複写、引用、再配布については、固く禁止します。



改正予定の化学物質規制について (説明の内容です)

(1) 厚生労働省リーフレットに沿った説明

改正が多岐にわたるため、事業場にとって 重要なポイントを中心に説明します。

(2)配布資料の注釈について

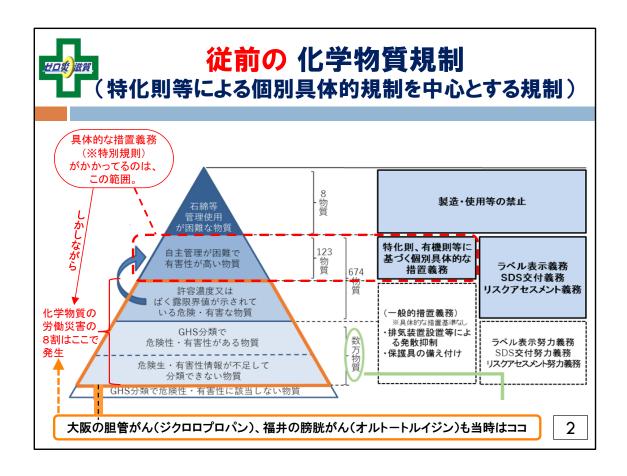
配布資料に、根拠条文、改正の背景、厚生労働省通達 (解釈)を記しています。環境を良くするための進め方等、 より理解を深めていただければと思います。

1

この研修資料は、滋賀労働局で作成されたもので、厚生労働省のリーフレットをわかりやすく解説したものとなります。

令和5年度、6年度の施行にあわせて、厚生労働省より、通達、告示が順次発出されていきますが、本研修資料は、令和5年1月6日現在に公表されている内容に基づいて作成されております。この資料の元データは、滋賀労働局のホームページに公開されておりますので、データをご希望の方は滋賀労働局のホームページからダウンロードしてください。https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-

roudoukyoku/content/contents/001348735.pdf



こちらは、改正の全体像を図で示したものになります。従前の仕組みでございますけれども、これは上に行くほど規制が厳しいものでございまして、製造禁止物質ですとか、特化則、有機則等で具体的な措置義務を課している、こういったものがございます。この2段目と3段目にまたがる674物質というところが、現在、化学物質の提供時にラベル表示、SDSと、それから、取り扱う際のリスクアセスメントの実施が義務付けられております。

今回の規定の見直しにつきましては、このオレンジ色の台形で示した枠の部分、化学物質の労働災害の8割、大阪の胆管がん、福井の膀胱がんについても、このオレンジ色の部分で発生したことから、GHS分類で危険性・有害性が確認された物質については、ラベル表示、SDS、リスクアセスメントの実施をしていただき、ばく露低減措置、ばく露濃度基準がある物質については、ばく露濃度以下としていただくといったような自律的管理を義務づけていくということでございます。



これまでの、規制の後追い事例(過去の「規則改正リーフレット」の一部抜粋)

特定化学物質障害予防規則等を改正しました

大阪の会社で、胆管がん(9人が死亡する 労災)が10年前にあり その後、規制が強化。

1,2-ジクロロプロパンについて健康障害防止措置が義務づけられます

改正政省令は、平成25年10月1日から施行・適用します。 (一部には経過措置があります)

特定化学物質障害予防規則など改正のお知らせ

福井県で、膀胱がん。 7人が労災と認定され、 その後、規制が強化。

オルト―トルイジン 三酸化ニアンチモン

について健康障害防止措置が義務づけられました

経皮吸収による健康障害のおそれのある物質

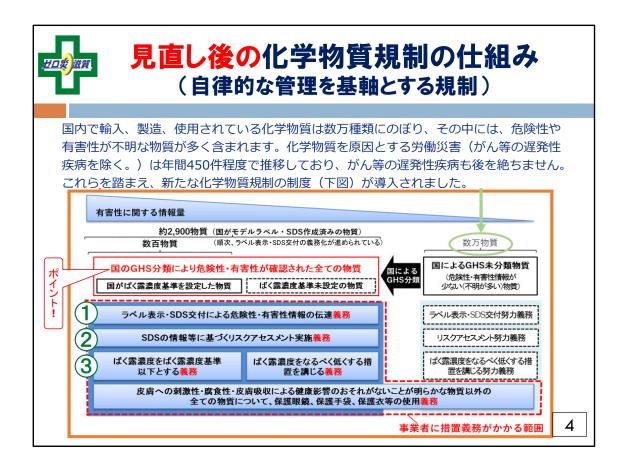
について対策が強化されました

施行日:平成29年1月1日 (オルトートルイジン、経皮吸収防止対策) 平成29年6月1日 (三酸化ニアンチモン) ※いずれち一般に経過措置があります

★このような事後の対策でなく、欧米のようなリスク 管理、自律的な管理に移行する動きとなっています。3

今回の改正の経緯といたしましては、令和元年、2019年に厚生労働省が設置した検討会で、検討開始されたことに始まります。検討開始時点の課題としては、先ほどお話しした大阪の胆管癌、福井の膀胱がんのような特別規則と呼ばれる特化則、有規則などの規制対象外の物質による労働災害が複数発生しており、危険性・有害性を十分に確認評価せずに使っていることで労働災害が発生していること、こういった課題がございました。

このような労働災害防止のために、現在、欧米ですでに取り組まれている自律的な管理、GHS分類で危険性・有害性が確認された物質については、危険性・有害性情報の伝達とか、その情報に基づくリスクアセスメントの実施について、国内に定着させていくための法体系、制度づくりを求められたことから、これらを踏まえ、今回、新たな化学物質規制の制度が導入されました。



国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。

新しい化学物質規制の仕組みですが、もうすでに義務化されている674物質に限らず、国のGHS分類より、危険性・有害性が確認された物質については、すべて、①譲渡提供時にラベル表示、SDS交付による危険性・有害性情報の伝達、②SDSの情報等に基づくリスクアセスメントが義務化されます。その中で国が濃度基準値を設定した物質については、③ばく露濃度を濃度基準値以下にする義務があり、それが設定されていない物質についてもばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務が出てきます。

また、リスクアセスメント対象物だけでなく、それ以外の物質についても皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがあるもので経皮吸収で健康障害が起こるおそれがあることが明らかな物質について、保護メガネ、保護手袋、保護衣の使用義務というのも出てくるということです。

ポイント!にある、国のGHS分類により危険性・有害性が確認された物質というのは、 今後、毎年見直しされてていき、最終的には約2900物質となる予定です。



→ 1-1 ラベル表示・SDS等による通知の 義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行 (安衛法57条①、安衛法57条の2①、施行令別表第9)

●労働安全衛牛法(安衛法)に基づくラベル表示、安全データシート(SDS)等による通知と リスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物※)に、国に よるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

ラベル

SDS(安全データシート)



ラベルにより、化学 品の危険有害性情報 や適切な取扱い方法 を伝達



事業者間の取引時に SDSを提供し、化学 品の危険有害性や適 切な取扱い方法等を 伝達

※リスクアセスメント対象物:労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が 義務付けられている危険・有害物質

(令和4.7現在)674物質 → (令和6.4~)903物質 (674 + 234 - 5 = 903)

5

ラベル表示、SDS等による通知の義務対象物質の追加ということですが、この通知を 受ける物質はリスクアセスメントの義務が課せられることかららリスクアセスメント対象 物と呼びますが、これが順次増えていきます。現在674物質ですけれども、それが増え ていって、令和6年4月1日から234物質が追加されることになります。経過措置として、 ラベル表示に関しては、令和6年4月1日時点で現存するものについては、令和7年3 月31日までの一年間猶予がありますので、順次、貼り付け、張り替え作業を行ってくだ さい。今回、令和6年4月1日から903物質となるのですが、実は674に234を足しても903 にはなりません。これは、追加される物質の中に、現在の674物質の中の同じグループ にあたる物質が含まれており、重複するもの除いた結果、903物質になるということで す。政令では、同じ有害性をもつ物質が、構造が違っても一つのカテゴリーにまとめら れているものもあり、この物質数というのは、政令により分類、カテゴライズされて番号 が振られたものを一つずつ数えたものとお考え下さい。



1-1 ラベル表示·SDS等による 通知の義務対象物質の追加





2024(R6).4.1施行 (安衛法57条①、安衛法57条の2①、施行令別表第9)

●2022(令和4)年2月公布の労働安全衛生法施行令(安衛令)改正では、国によるGHS 分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い 有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。

(厚生労働省通達 の抜粋)今般の改正 に伴い、234物質が 令別表第9に追加さ れるが、(中間略)削 除される物質もある ため、改正後の表示 及び通知対象物の

数は903物質となる。

(674 + 234 - 5)= 903) ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前 674物質

改正後 (順次追加後) 国がGHS分類済約2900物質 + 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象 物)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正·R6年4月施行 発がん性、生殖細胞変異原性、生殖 毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1 に分類された234物質が義務対象に 追加。

R4年度中改正·R7年4月施行予定 左記以外のカテゴリーで区分1に分類 された約700物質を義務対象に追加 予定。

R5年度中改正·R8年4月施行予定 健康有害性のカテゴリーで区分2以下 又は物理化学的危険性の区分に分 類された約850物質を義務対象に追 加予定。

●今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生 総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開され ています。https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html 6

令和6年4月1日に追加される234物質は、2022(令和4年)2月の政令改正に基づくも ので、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性 のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された物質が追加されることになりました。そ の後、順次追加されて最終的には約2900物質になる予定です。リスクアセスメント対象 物の追加候補は、独立行政法人労働者安全健康機構の化学物質情報管理センター のウェブサイトで公開されていますので、そちらの方を見ていただければと思います。 令和4年度中に約700物質と書かれていますが、先ほどの発がん性、生殖細胞変異原 性、生殖毒性、急性毒性以外のカテゴリーで区分1となる物質が候補として選ばれて 675物質、令和5年度中には約850物質ということで、区分1を下回っているが、区分2 以下の危険性・有害性情報があるもの827物質が候補として挙げられておりますので、 それらが順次追加されていくということになります。



優

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1)労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置(1)

2023(R5).4.1施行 (安衛則577条の2① 令和5年3月までは法57条の3②により努力義務)

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

最小限度の基準はないが、RAの結果を踏まえて 可能な限り最小限に抑えること。

高 i 代替物等を使用する

ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置 または全体換気装置を設置し、稼働する

iii 作業の方法を改善する

低 iv 有効な呼吸用保護具を使用する











4 有効な呼吸用 保護具の使用

実施時期と手法等:(厚生労働省通達の抜粋)「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)に従って実施すること。

ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましい。

このリスクアセスメント対象物に対して、事業者が何をしなければいけないかということですけれども、令和5年4月1日から、リスクアセスメント対象物について、234物質はまだ対象外ですけれども、それまでの674物質については、このリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、このように、以下の方法で最小限度にしなければならないということが義務付けられました。気を付けてもらいたいのは、化学物質に対するリスクアセスメント自体は平成28年から義務化され、5年経過しておりますので、リスクアセスメント自体を知らない、取り組んだことがないという方は、法律違反ですのですぐにでも取り組んでください。今回の改正は、リスクアセスメント実施後のリスク低減措置が義務化されたものというものです。

順番は1番目が代替物質を使用する、2番目が換気装置等を設置し稼働する、3番目が作業の方法を改善するで、4番目になって保護具ということになりますけれども、このような措置でばく露の程度を最小限度にしなければならない。なかなか、どういう措置を選択すればよいのか考えるのが難しいところなのですけれども、これは事業者が考えるところで、事業者の選択ということになります。

この選択にあたっては、事業が継続できないような大規模にお金をかけてするようなことまでは要求していないところで、イギリスなどで用いられているALARPという考え方、As Low As Reasonably Practicableの略ですが、リスクは合理的に実行可能な限り出来るだけ低くしなければならないというものという考え方が取り入れられています。



リスク低減措置1~4の具体的な事例

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

1)危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。

物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などを もとに、しっかり確認します。

確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理 して使用することが大切です。

- ◆温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。
- ◆化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。
- 代替物質 の使用

換気装置等を 設置し稼働

- **2**衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置の フード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション (間仕切り、ビニールカーテンなど)を付ける。
 - ◆全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。
- 3 発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。
- **4**) 防毒マスクや防じんマスクを使用する。

使用期限(破過など)、保管方法に注意が必要

作業方法 有効な呼吸用 の改善 保護具の使用

8

リスク低減措置の具体的な事例についてこちらのスライドで紹介しておりますが、時間 の都合で説明を割愛させていただきます。あとから、ご確認いただきますようよろしくお 願いします。



化学物質のリスクアセスメントは、 平成28年~義務化 (業種・規模要件なし)

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への 危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を 検討することをいいます。

リスクアセスメント:作業と危険源との関わりを調査し、 リスクを低減する(できる) ことと残留リスクを整理する。

く対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う すべての事業場が対象となります。 作業工程が密閉化、自動化され、

ばく露の危険がなくても含まれる。

(厚生労働省通達の抜粋)「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対 象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない 場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。ただし、一般消費者の 生活の用に供される製品はリスクアセスメントの対象から除かれているため、それらの製品のみを取り扱う事業場 は含まれないこと

また、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等 が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、「リス クアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には含まれないこと。

密閉された状態の製品の保管のみ (開閉しない場合)は、含まれない。

9

先ほどお話ししたとおり、化学物質のリスクアセスメント自体は、平成28年から義務化 されております。化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成 27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)に従って 実施することに変わりはございません。施行通達にも書かれておりますが、化学物質 のリスクアセスメントは、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、 実施する必要がございます。作業工程が密閉化、自動化され、ばく露の危険がなくても 行う必要があることについてご注意ください。



化学物質のリスクアセスメントはいつ、実施義務がある? (安衛則34条の2の7)

<法律上の実施義務>

- 1.対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
- 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり** 変更したりするとき
- 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりする**とき

※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

<指針による努力義務>

- 1. 労働災害発生時
 - ※過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき
- 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- 3.過去にRAを実施したことがないとき
 - ※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、 過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

ここからスライド番号12まで、リスクアセスメントの実施に関する説明がありますが、すでに取り組みいただいている内容と思いますので、ここでの詳しい解説は省略させていただきます。あとから、資料をご確認いただきますようよろしくお願いします。

10



リスクの見積もり (いろいろな方法 その1)

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア〜ウのいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行います。(※ 危険性についてはアとウに限る。 有害性についてはイを推奨。)

ア. 対象物が労働者に**危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)**と、 **危険または健康障害の程度(重篤度)**を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。
具体的な手法は、厚生労働省の資料等を参考にしてください

マトリクス法	発生可能性と重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
数値化法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算また は乗算などしてリスクを見積もる方法
枝分かれ図を 用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
コントロール・ バンディング	化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング) などを用いてリスク を見積もる方法
災害のシナリオ から見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、 その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法 11

説明省略



リスクの見積もり (いろいろな方法 その2)

濃度基準値設定 物質(次ページ) に関係する

イ. 労働者が対象物に**さらされる程度(ばく露濃度など)**とこの対象物の**有害性の程度**を 考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。このうち実測値による方法が望ましいです。

実測値による方法	対象の業務について 作業環境測定などによって測定した 作業場所における 化学物質などの 気中濃度 などを、その化学物質などの ばく露限界 (日本産業衛生 学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議(ACGIH)のTLV-TWAなど) と比較する方法	
使用量などから 推定する方法	数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質などの 気中濃度を推定し、その化学物質のばく露限界と比較する方法 クリエイトシン	プルなど
あらかじめ 尺度化した表を 使用する方法	対象の化学物質などへの労働者の ばく露の程度 とこの化学物質などによる 有害性を相対的に尺度化 し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じて リスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法	

ウ. その他、アまたはイに準じる方法

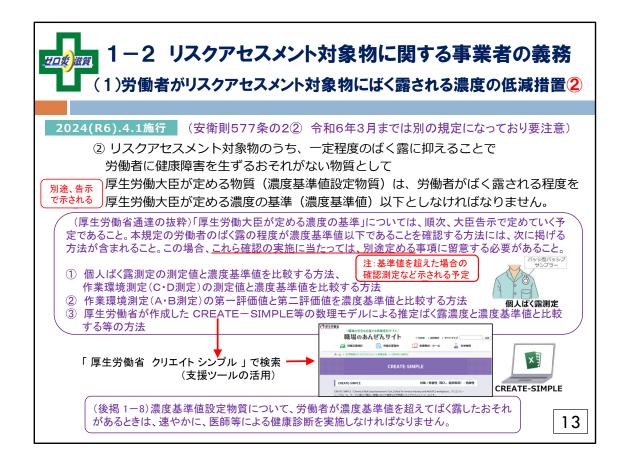
危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認する方法などがあります。

①特別則(労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則)の対象物質(特定化学物質、 有機溶剤など)については、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法

②安衛令別表 1 に定める危険物および同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第四章などの規定を確認する方法

12

説明省略



そして、令和6年4月1日からはリスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質は、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準、濃度基準値と呼びますが、これ以下としなければならないことになります。

これが、今回の化学物質の自律的管理の一つの核になるところかなと思いますが、濃度基準値の設定については、学識経験者からなる検討会で議論されて濃度基準値が決定される予定です。別途告示で示されると書かれておりますが、令和5年3月28日に開催された労働政策審議会の資料によりますと、令和6年4月1日から施行される物質は67物質が予定されており、パブリックコメントをかけたうえで、令和5年4月に正式に告示が出される予定となっております。また、その後も同じように毎年200物質ずつ濃度基準値が検討されて、告示に追加されていきます。

ただ、検討会の審議をされている委員の先生からのお話をお聞きしますと、毎年200物質というのは少し難しくなってきているのではないかと思います。今回の67物質ですが、実は、当初118物質について検討が行われたところ、そのうち濃度基準値が設定されたものは67物質に止まっているところです。実は118物質のうち発がん性があったり、感作性があるということで、濃度基準値の設定ができないものというのが18物質ありました。また、118物質の中で測定法の検討が必要で濃度基準値を設定するところまでできなかった物質が33物質あり、この積み残しは次年度検討されるということで、今回、濃度基準値が設定されるものは67物質となったところです。

今後、毎年200物質程度、最終的には500~600物質になるかと思うのですけれども、令和4年度の様子を見てみますと毎年約200物質ずつというのは少し難しく、それほど急に増えていかないかと思います。きちんとした測定ができないと、濃度基準値を超えているかどうかが分からないわけですから、そういう測定法も含めて検討したうえで、国の方で設定していくことになります。

今回示された67物質に関しては、労働者のばく露の程度が、濃度基準値を上回らないことが義務付けられることになりますが、根拠法は労働安全衛生法第20条で、罰則付きです。つまり事業者は必ず濃度基準値を下回るように対策しなければならないということです。

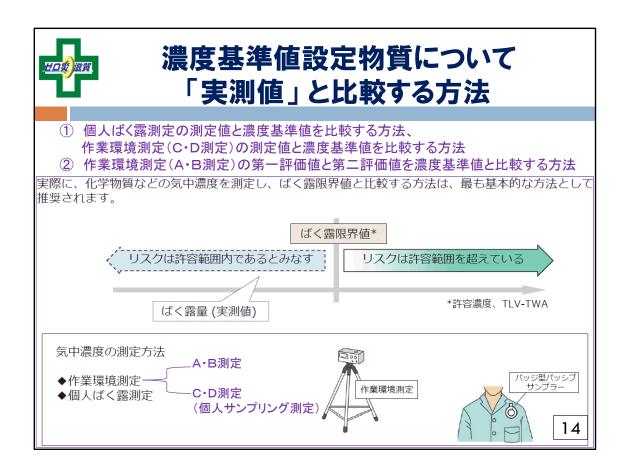
濃度基準値を超えているからと言って、いきなり労働基準監督署がきて送検されることはないと思いますが、変更命令や是正勧告などによる指導を受けることになると思います。令和4年11月21日に示されました「令和4年度 化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」の報告書を読みますと、労働基準監督機関が濃度基準値を上回る状況を把握した場合、即刻罰則ということではなくて、ばく露低減措置の実施を主眼として、事業場に対して丁寧な指導を行うべきということが書かれており、この中間報告書の内容を踏まえて、厚生労働省が令和5年3月7日にパブリックコメントの手続きが取られております。最終的には、確認測定などの方法も含め、技術上の指針として厚生労働省から示される予定となっております。技術上の指針の案につきましては、パブリックコメントのページでご確認ください。

技術上の指針が示された背景といたしましては、規則上では、濃度基準値以下としなさいということで、測定することまでを義務付けているわけではなく、その結果だけが求められているからだと中間報告書などで解説されております。濃度基準値以下とする手法として、①のように直接個人ばく露測定の測定していただく方法、これが一番良いのでしょうけれども、②、③のような方法も可能ということとなっております。測定しなくても、CREATE—SIMPLEのような数理モデルでもよいということで、どういった方法をとるべきかが技術的指針に定められることになったわけです。

ご留意いただきたい点といたしまして、今回示された濃度基準値というのは、労働者のばく露がそれを上回ってはならない基準なので、有効な呼吸用保護具を使用して労働者のばく露濃度基準値以下とすることが許容される、すなわち、マスクの内側の濃度と濃度基準値を比較するということです。これまでばく露濃度といっているのは、どうしても作業者の呼吸域の濃度というのを測定してきたわけですけれども、ここでいうばく露の程度というのは呼吸用保護具の内側、マスクの内側の濃度ということになります。だからといって、呼吸用保護具内の濃度を直接測定するのではなく、呼吸域での気中濃度と使用している呼吸用保護具の防護係数から推定される吸入濃度を濃度基準値と比較することになります。

また、直接測定することを求めているわけではないということについて、例えば特定業種の一定作業に関しても指針の案に示されているところで、よくデザインされた場の測定も必要になる場合、統計上の信頼区間を踏まえた評価を行うことが望ましいということで、実際には、建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出して、あらかじめそれら作業における労働者のばく露を測定して、その測定結果に基づく要求防護係数に対して充分な余裕を持った保護具を使用するということで労働者のばく露が濃度基準値を上回らないと判断することも可能となります。つまり、測定をしなくてもできる。そういう業種、業界は、そういうマニュアル、そういうものを作ってくださいということです。現在、建災防が中心になって、建設業の場合はそういったマニュアルが出されると聞いております。今後も、特に小規模事業場を中心にして、そういうマニュアルの整備というのが求められていくことになるかと思います。すなわち具体的にリスクアセスメント、あるいは測定をすることではなくて、具体的にこういう作業方法でこういう保護具を使っていれば、その業種のこの仕事に関しては大丈夫ですよといった

マニュアルがつくられるということになります。この一連の措置は、化学物質管理者の管理下において実施しなければいけませんということになっております。



化学物質を使用する作業においては、その有害要因の正確なリスク評価を行うことは 非常に大切です。実際に、化学物質などの気中濃度を測定し、濃度基準値と比較する 方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



滋賀県内の作業環境測定機関(一覧表) (滋賀労働局のホームページに掲載しています。)

	作業環境測定	滋賀労働局 令和 4年 11月 1日現在 測定制別表						
登録	名 称	所在地	1 粉じん 石綿	2	定則別 3 特化	表 4 给 幹化	5 有機	個人プランングを
25- 2	株式会社 近畿分析センター	〒520-3024 栗東市小柿7丁目9-1 077-514-7088	•		•	•	•	•
3	三菱ケミカル株式会社 滋賀事業所	〒526-0023 長浜市三ッ矢町5-8 0749-65-5165	•		•	•	•	•
4	東洋紡株式会社 総合研究所 コーポレート研究所分析センター	〒520-0243 大津市堅田2-1-1 077-571-0046			•	•	•	
7	株式会社 日 吉	〒523-0806 近江八幡市北之庄町908 0748-32-5111	•		•	•	•	•
10	一般財団法人 滋賀保健研究センター	〒520-2304 野洲市永原上町664 077-587-3588	•		•	•	•	•
11	東レテクノ 株式会社	〒520-0842 大津市園山1-1-1 077-537-5188	•		•	•	•	
12	夏原工業 株式会社	〒522-0201 彦根市高宮町2688 0749-26-3272	•		•	•	•	•
15	労働衛生工学社 有限会社	〒520-0063 大津市横木2丁目25-15 077-523-5741	•		•		•	
16	株式会社 近畿エコサイエンス	〒520-0833 大津市晴嵐1-8-32 077-548-8251	•		•	•	•	•
17	びわこ環境サポート 有限会社	〒527·0024 東近江市札の辻1·6·2 0748·22·6162	•		•		•	
18	株式会社 テクノサイエンス	〒524·0102 守山市水保町2477番地 077-584·3003	•		•	•	•	
20	和信化学工業 株式会社【休止中】	〒529-1608 蒲生郡日野町大谷341 - 7 0748-53-1936					•	
21	クリタ分析センター株式会社 滋賀事業所	〒525-0072 草津市笠山7丁目4-52 077-567-2416	•		•		•	

現在、実施されている作業環境測定は、ほぼA・B測定。 C・D測定の対象物質は限られているが、今後増える。

(厚生労働省通達の抜粋)個人サンプリング法による作業環境測定は、評価基準に基づき測定値を統計的に処理した評価値と測定対象物質の管理濃度とを比較して作業場の管理区分の決定を行うものであり、いわゆる個人ばく露測定には該当しない。



	ILLY VIO VERMONE	
個人サンプラー法に よる作業環境測定	個人ばく露測定	
場の評価・管理	個人のリスク評価・管理	
個人サンプラー	個人サンプラー	
呼吸域	呼吸域	
作業時間中	8時間または作業時間中	
作業時間平均値	8時間平均値	
管理濃度	ばく露限界値(8時間) 1	5
	よる作業環境測定 場の評価・管理 個人サンプラー 呼吸域 作業時間中 作業時間平均値	個人サンプラー法に よる作業環境測定 個人ばく露測定 場の評価・管理 個人のリスク評価・管理 個人サンプラー 個人サンプラー 呼吸域 呼吸域 作業時間中 8時間または作業時間中 作業時間平均値 8時間平均値

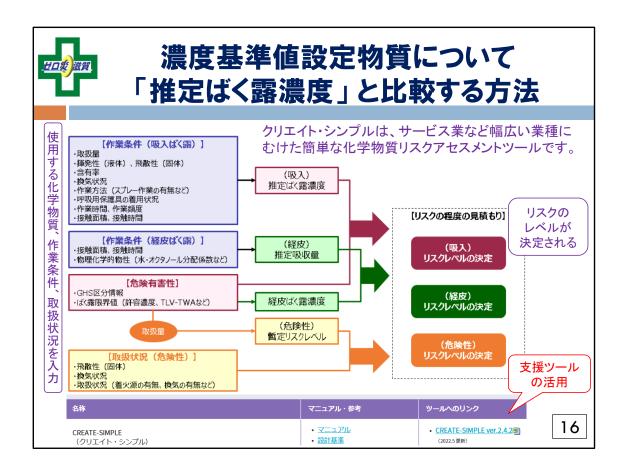
ここで、滋賀県内の作業環境測定機関の一覧表を載せてあります。

作業環境測定、C・D測定と個人ばく露測定との違いがよく判らないという方も結構いらっしゃるかと思いますので、施行通達にもその違いが書かれております。個人サンプリング法によるC・D測定はあくまでも作業環境測定として評価するための測定法であり、個人のリスク評価としての個人ばく露測定には該当しないということです。

測定器具にパッシブサンプラーや携帯式ポンプ等の個人サンプラー(アクティブサンプラー)を用いる点や、労働者の呼吸域(呼吸で化学物質を吸入する可能性のある高さや近さ)における測定を実施する点では、個人ばく露測定と同等といえますが、異なる点として、その目的が個人サンプリング法による作業環境測定では「有害作業における場のリスク評価」にあるのに対して、個人ばく露測定では「有害作業における場のリスク評価」にあるという点にあります。このため、個人サンプリング法による作業環境測定では評価値として「作業時間平均値」を用いて「管理濃度」と比較しますが、個人ばく露測定では「8時間平均値」を用いて「ばく露限界値」と比較することになります。個人サンプリング測定による作業環境測定が、管理濃度を用いるために作業時間の長さが厳密には考慮されていないのに対して、個人ばく露測定では8時間平均値を算出してばく露限界値と比較するため、作業時間を考慮した評価となり、実作業に近い評価をすることができるということになります。個人サンプリング法による作業環境測定では、短時間の作業においては実際より厳しい評価となるため、安全域を広くとることになるという側面もあります。

個人ばく露測定と個人サンプリング法による作業環境測定におけるこのような違いは、 長年作業環境測定を労働衛生の3管理の基本として実践し、場の改善に効果を挙げ てきたわが国の労働衛生の現場において、個人サンプラーの活用を推進していくひと つのステップということができ、濃度基準値との比較に際しては、場の評価としての作 業環境測定なのか、労働者のリスク評価としての個人ばく露測定なのか、特徴に応じて 事業者が適切に選択していくことが求められます。

ここで示した作業環境測定機関の専門家にご相談いただけたらと思います。



CREATE-SIMPLE (Chemical Risk Easy Assessment Tool, Edited for Service Industry and MultiPLE workplaces; クリエイト・シンプル) は、サービス業などを含め、あらゆる業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。

ばく露限界値(またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度)と化学物質の取扱い条件等から推定したばく露濃度を比較する方法となっています。

均等ばく露作業に従事する労働者のばく露の程度を評価するために、このような数理 モデルによる解析の結果等を濃度基準値と比較する方法も認められております。ただ し、解析した結果、労働者のばく露の程度が8時間のばく露に対する濃度基準値(以下 「八時間濃度基準値」という。)の2分の1程度を超えると評価された場合は、確認測定 を実施するように指針の案で示されておりますので、今後指針に従い、リスクの程度に 応じて確認測定をすることを忘れないようにしてください。

技術的指針の案によりますと、①確認測定の結果、労働者の呼吸域の化学物質の濃度が、濃度基準値を超えている作業場については、少なくとも6月に1回、確認測定を実施すること、②確認測定の結果、労働者の呼吸域の化学物質の濃度が、濃度基準値の2分の1程度を上回り、濃度基準値を超えない作業場については、一定の頻度で確認測定を実施することが望ましいとされております。



1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(2)(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての 労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)②に関する部分 2024(R6).4.1施行

(1)①に関する部分 2023(R5).4.1施行

(安衛則577条の21011) 令和6年3月までは23)

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、 記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの(がん原性物質)は30年間

保存です。

発がん性区分1に該当する もの(令和4年12月26日告示) ← 安全衛生委員会など

労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設 けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生 に関する事項について、関係労働者の意見を聴く ための機会を設けるようにしなければなりません。 (安衛則第23条の2)

努力義務 **2023(R5).4.1施行** (安衛則577条の3)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、

(1)① $i \sim iv$ の方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

17

対象は、RA対象物のうち

さらに、このリスクアセスメント対象物に対して事業者に義務付けられているものとして は、ばく露の状況について労働者の意見聴取、記録作成・保存というものがあります。 (1)①に関する部分とは、ばく露される程度を最小限度にしなければいけないというこ と、②が濃度基準値を超えないようにしなければいけないということでしたが、①につ いては令和5年4月1日から、②の濃度基準値にかかわる部分については令和6年4 月1日から施行となっております。(1)に基づくリスク低減措置の内容と内容と労働者 のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設け、記録を作成し、3年間保存 しなければいけないということになります。ただし、このがん原性のある物質として厚生 労働大臣が定めているものは30年間の保存となります。

そして、リクアセスメント対象物以外の物質については、そのばく露される濃度を最小 限とする努力義務というのがかかります。リスクアセスメント対象物は毎年増えていき ますが、それ以外の物質についても、代替物質を使う、工学的対策を取る、作業管理 を行う、保護具を使うというその順番で最小限度にするように努めなければいけないと いうことです。どのような対策が必要なのか事業者が判断して行うということになります。



1-3 皮膚等障害化学物質等 への直接接触の防止「SDSで確認





皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質 と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、 その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

努力義務 2023(R5).4.1施行 義務 2024(R6).4.1施行

(安衛則594条の2①)

これまでは、備え付けのみ規定 (安衛則594条)

① 健康障害を起こすおそれの<u>あることが明らかな</u>物質を製造し、または取り扱う業務に 従事する労働者

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する





努力義務 2023(R5).4.1施行 (安衛則594条の3① 令和6年3月までは安衛則594条の2①)

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または 取り扱う業務に従事する労働者(①の労働者を除く)

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する

18

このリスクのリスクアセスメント対象物以外についても、皮膚とか月の刺激性、皮膚腐 食性、または皮膚から吸収されて健康障害を引き起こし得る化学物質と、その物質を 含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質 の有害性に応じて、労働者に保護具を使用させなければならないということで、健康障 害を起こすおそれのあることが明らかな物質については、保護眼鏡、不浸透性の保護 衣、保護手袋又は履物と適切な保護具を使用させなければいけないということが、令 和5年4月1日から努力義務、令和6年4月1日から義務となります。

では、この明らかな物質は何かということですけれども、施行通達では、国が公表する GHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報の うち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作 性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの及び別途示すものと なっております。今後厚生労働省から示されるものがあるだろうと思います。

また、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかな物質は、国が公表するGHS(化 学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく危険有害性の分類の結 果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食 性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感 作性」のいずれも「区分に該当しない」と記載され、かつ、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼 に対する重篤な損傷性・眼刺激性 」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」を除くいずれ においても、経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないものが含まれるとさ れております。

以上のとおり、健康障害を起こすおそれが明らかな物質、健康障害を起こすおそれが ないことが明らかなもの以外については、努力義務として保護具の着用させるように定 められております。努力義務を含めて考えれば、危険性・有害性がある限り、保護具を 着用するという規定になりました。令和5年4月1日から施行されていますので、現場に おいては、有効な保護具の選定や作業手順の見直し、労働者への周知・教育をなどを随時行ってください。

衛生委員会の付議事項の追加 1 – 4

① ③ リスクアセスメント対象物、② ④ リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値設定物質

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する

ゼロ炎 滋賀

(安衛則22条⑪)

以下①~④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理 の実施状況の調査審議を行うことを義務付けます※。 ②~④に関する部分 2024(R6).4.1施行

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

- -① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするため に講ずる措置に関すること
- └③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環 として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- -④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるとき に実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

今回の法令改正に関する内容の一部が、衛生委員会の付議事項 (衛生委員会で調査・審議しなければならない事項)に追加された。

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則(安衛則) 第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設け 19 なければなりません。

衛生委員会については、付議事項として次の4つのことを調査審議をしなければいけ ないということが今回追加されています。

①労働者が化学物質にばく露される程度最小限度にするために講ずる措置に関して は、令和5年4月1日から施行されますので、当然衛生委員会でも付議事項になります。 濃度基準値に関しては令和6年4月1日からということになります。また、リスクアセスメ ントの結果に基づいて、事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として健 康診断を行うということになりますが、その結果に基づき講ずる措置に関することや、 濃度基準値の設定物質について、労働者がその濃度基準値を超えてばく露したおそ れがある時に健康診断を行いますが、その結果に基づき講ずる措置に関することにつ いても、令和6年4月1日から施行されることになります。

この②、③、④については、濃度基準値に関連して令和6年4月1日から衛生委員会 の付議事項ということになります。



1-5 がん等の遅発性疾病 の把握強化



(改正の背景) 平成24年、大阪市の印刷会社(ジクロロプロパンを取り扱う)において胆管がんで死亡していた問題が発覚(これまでに、9人死亡)。平成28年、福井県の事業所(オルトートルイジンを取り扱う)において膀胱がんを発症したとして、7人が労災認定。他府県でも事例あり。当時、特定化学物質には指定されていなかった。

2023(R5).4.1施行 (安衛則97条の2)

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を 聴かなければなりません。

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

(厚生労働省通達の抜粋)本規定は、化学物質のばく露に起因するがんを早期に把握した事業場におけるがんの再発防止のみならず、国内の同様の作業を行う事業場における化学物質によるがんの予防を行うことを目的として規定したものである。

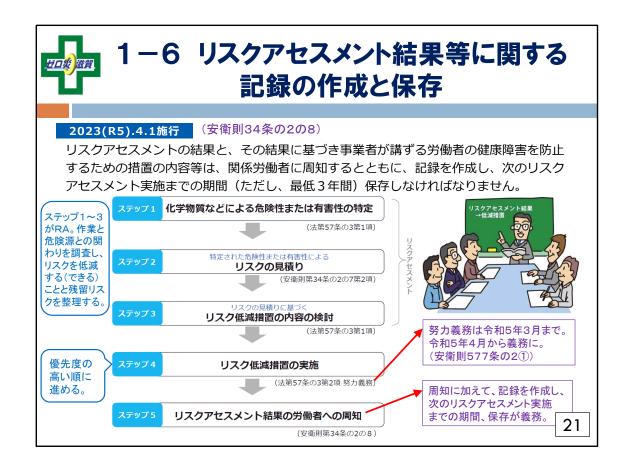
退職者も含め10年以内に複数の者が同種のがんに罹患したことを把握した場合等、本規定の要件に該当しない場合であっても、それが化学物質を取り扱う業務に起因することが疑われると医師から意見があった場合は、本規定に準じ、都道府県労働局に報告することが望ましい。

本規定の「医師」には、産業医のみならず、定期健康診断を委託している機関に所属する医師 や労働者の主治医等も含まれること。また、これらの適当な医師がいない場合は、各都道府県の産業保健総合支援センター等に相談することも考えられること。



それからがん等の遅発性疾病の把握強化については、令和5年4月1日からですけれども、化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場で一年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聞かなければならない。ここの部分については、施行通達の抜粋にも書かれておりますとおり、産業医のみならず、医師の皆様に関わってくるところになろうかと思います。また、医師がその罹患が業務によるものと疑われると判断した場合は、事業者は遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を所轄の都道府県労働局長に報告しなければならないということになりました。健康診断や診療所に受診の患者さんの中で疑われる方がいらっしゃいましたら、その医師の判断に基づき、事業者にその報告義務が課せられたということです。

従前の労働者死傷病報告でも、労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときには報告義務が事業者に課せられおり、化学物質による急性中毒も報告の対象に挙がっているのですが、がんのような遅発性疾病では、この労働者死傷病報告だけでは把握できないということで、遅滞なく報告がおこなわれるように、新たに事業者に対する報告義務を課したものとなります。



リスクアセスメントの結果等に関する記録の作成と保存というものが、令和5年4月1日から施行されています。このステップに従って化学物質のリスクアセスメントを行っていただいていると思いますが、その結果とその結果に基づいて事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は関係労働者に周知するとともに記録を作成し、次のリスクアセスメントを実施するまでの期間、これは決められてはいないのですけれども、最低3年間の保存が義務付けられました。



1-7 労働災害発生事業場等への 労働基準監督署長による指示

2024(R6).4.1施行 (安衛則34条の2の10)

- ●労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で 化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、 改善を指示することができます。
- ●改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家(要件は、大臣告示で示されています。)から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。



あと、これは特別規則も含めてですけれども、労働災害発生事業場等への労働基準 監督署長による指示というのがあります。今回の自律的管理の中で、アメとムチという ことでいくと、ムチのところになるかと思いますが、労働災害の発生またはそのおそれ がある事業場に対し、労働基準監督署長がその化学物質の管理が適切に行われてい ない疑いがあると判断した場合には、改善を指示をすることができるということが令和 6年4月1日から施行になります。労働基準監督署長が化学物質の管理が適切に行わ れていない疑いありと判断したら、その事業場に対して改善計画を立てるという形にな ります。

事業場は、この時、化学物質管理専門家という新たな有資格者ですけれども、その化学物質管理専門家に助言を求めて、化学物質管理専門家がその改善の望ましい改善措置の内容を事業場に伝えて、改善計画を事業所が作り、労働基準監督署長に報告することで実際に定めた改善計画に基づいて、改善措置をしなければいけないということが決められたわけです。

なお、労働災害の発生またはそのおそれのある事業場の定義につきましては、施行通達に示されており、過去一年間の程度で化学物質による重篤な労働災害が発生、あるいは休業4日以上の労働災害が複数発生、また、作業環境測定の結果、第三管理区分が継続していて、改善が見込まれないといった事業場、あるいは、特殊健康診断の結果、同業種の平均と比較して有所見率の割合が相当程度高い、また、化学物質等による法令の違反があって、改善が見込まれないという、そういう状況について、労働基準監督署長が総合的に判断して決定しますということとなります。



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務 リスクアセスメント対象物健康診断

2024(R6).4.1施行 (安衛則577条の23④5 ←令和6年3月までは別の規定になっている。)

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

↓ 具体的な内容は、まだ示されていません。

・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等(医師または歯科医師)が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。



(厚生労働省通達の抜粋)本規定は、リスクアセスメント対象物について、一律に健康診断の実施を求めるのではなく、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、リスクの程度に応じて健康診断の実施を事業者が判断する仕組みとしたものであること。「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、別途示すところに留意する必要があること。

- ・1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれ があるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
 - 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、<u>5年間</u>(がん原性物質に関する 健康診断は<u>30年間</u>)保存しなければなりません。 _{RA対象物健康診断 個人票(様式第24号の2)} 23

そしてこれが医師の皆様方に大きく関わってくる部分です。リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務として、リスクアセスメントの結果に基づいて、これは事業者が自ら選択することになるのですけれども、ばく露防止措置の一環として、健康診断を実施して記録を作成するということになります。これは従来の特別規則の特殊健康診断に相当するものですが、特別規則の場合は適用されれば、特殊健康診断は義務ですけれども、こちらの方はリスクアセスメント対象物健康診断とよばれて事業者が判断します。

それで、リスクアセスメントの結果に基づいて、事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環としてリスクアセスメント対象物による健康影響の確認のために、事業者は、労働者の意見を聴き必要があると認めるときは、医師等、医師等とは医師と、それから歯科医師が入りますが、必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならないということになります。これは令和6年4月1日からとなります。そのうち濃度基準値設定物質については、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは速やかに医師等による健康診断を実施しなければいけないとあります。

この二つの健康診断は少し意味合いが異なります。リスクアセスメントの結果に基づき、 労働者の意見を聞いて事業者が判断する。濃度基準値を超えてばく露、この超えてば く露ということは、呼吸域の濃度が超えるということではなくて、吸入濃度で、マスクをつ けている場合はマスクの内側の濃度ということになりますが、その場合には、速やかに 医師等による健康診断を実施しなければならない。この健康診断を実施した場合は、 その記録を作成して5年間、がん原性物質に関する健康診断については30年間保存し なければならないということになります。

現在、特殊健康診断と同じように、地域窓口において、今後、こちらの健康診断にも関わっていくことと思いますが、これについては現在、(独)労働者健康安全機構 労働安

全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて健康モニタリング委員会というものを発足させて、国の方から令和5年の秋ぐらいまでにガイドラインが出されるという予定で今作業が進められておりますので、そちらの方を注目していただければと思います。令和6年4月1日までには間に合うように、このリスクアセスメント対象物健康診断をどのように行えばよいかといったようなガイドラインが示される予定になっています。



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務 リスクアセスメント対象物健康診断

様式第24号の2(第577条の2関係)(表面)

リスクアセスメント対象物健康診断個人票

		は取り		リスク	アセ	性	뭬	男・3	t	_	$\overline{1}$	
スメン		象物の 康 診		実質	· *			医師	_	歯科医	ATI	
					_		年	-	年		年	
	健	*	年	Я	B	月	B	月	B	月	B	月
医	健	*	Ø	種	84	(第	項)	(第	項)	第	項)	第
飾	医											
又	86										\neg	
往	又は歯					_			_		\dashv	
歯	科医師											
科	解										\neg	
医	必要	-				_	_		_		\dashv	
66	٤											
K	が必要と認める項目											
į.	項	-				_	_		_		\dashv	
5	В											
健	医師	又は	# 科 B	師の	診断							
康	健康	診断る	と実施	した	医師						\neg	
診	1 又	は歯科	医自	節の!	氏名	_			_		\dashv	
附	医餌	又は	自科臣	師の	意見							
		しを述 医師の		医師	又は							
	-8411	market.	PVII									
RAŻ	才象	物化	建康	E診	断	個人	票(様式	第	 24号	<u>の</u> 2	2)

【安衛則第577条の2第5項.6項】

事業者は、リスクアセスメント対象 物健康診断を行ったときは、リスク アセスメント対象物健康診断の結果 に基づき個人票(様式第24号の2) を作成し、5年間(特別管理物質を 含む「がん原性物質」である場合は 30年間)保存しなければならない。

事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、 当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。

こちらがリスクアセスメント対象物の健康診断の個人票ということになります。個人票に ついては定められた期間保存することと、有所見者に対する医師の意見聴取の対象と なっております。



1-8(2)がん原性物質の作業記録の保存 対象は、R

対象は、RA対象物のうち 発がん性区分1に該当する もの(令和4年12月26日告示)

2023(R5).4.1施行

(安衛則577条の2① 令和6年3月までは③)

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。

また、その記録を30年間保存しなければなりません。

30年保存:特別管理物質等に限定 → (対象拡大) がん原性物質

胆管がん、膀胱がんなど がん等の遅発性疾病が 後を絶たないため。

(厚生労働省通達の抜粋)本規定におけるがん原性物質を製造し、又は取り扱う労働者に関する記録については、晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存する必要があること。

「労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」の記録に関し、従事した作業の概要については、取り扱う化学物質の種類を記載する、又はSDS等を添付して、取り扱う化学物質の種類が分かるように記録すること。また、出張作業で作業場所が毎回変わるものの、いくつかの決まった製剤を使い分け、同じ作業に従事しているのであれば、出張等の都度の作業記録を求めるものではなく、当該関連する作業を一つの作業とみなし、作業の概要と期間をまとめて記載することで差し支えないこと。

25

次にがん原性物質の作業記録の保存ということについて、これもリスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、作業者ごとに作業歴を記録しなければならないということで、それを30年間保存することになります。これは令和5年4月1日から施行されております。記録内容に関しては、こちらに示した施行通達をご確認ください。



2-1 化学物質管理者の選任 (1)選任が必要な事業場





2024(R6).4.1施行 (安衛則12条の5①)

氏名の周知(掲示など)も必要

リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、譲渡提供をする事業場(業種・規模要件なし)

- ・個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(厚生労働省通達の抜粋)衛生管理者の職務は、事業場の衛生全般に関する技術的事項を管理することで あり、また有機溶剤作業主任者といった作業主任者の職務は、個別の化学物質に関わる作業に従事する労 働者の指揮等を行うことであり、それぞれ選任の趣旨が異なるが、化学物質管理者が、化学物質管理者の職 務の遂行に影響のない範囲で、これらの他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えないこと。

本規定の「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱 う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっ ても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。

内容

- ラベル・SDS等の確認、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理

安全データシート (SDS)

- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)など

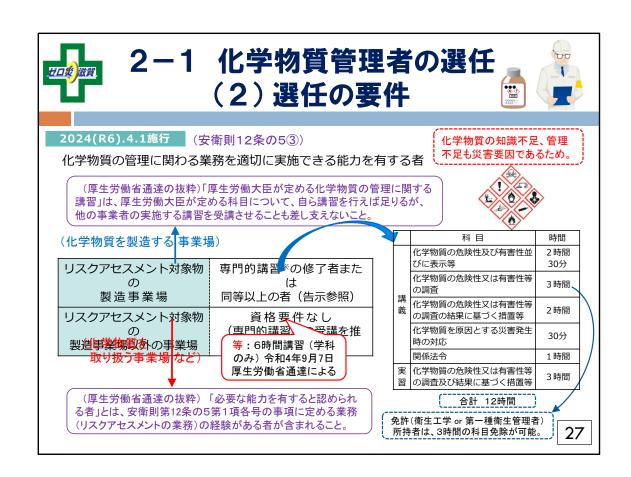
26

今回の改正では、体制整備というなかで、化学物質管理者というものが新たに選任義 務化されました。化学物質管理者自身はこれまでも指針等の中にあったのですけれど も、今回省令できちんと決められたということです。

選任が必要な事業場等というのはリスクアセスメント対象物を製造し、取扱い、または 譲渡提供する事業場で業種とか規模の要件はありません。衛生管理者は50人以上と いうのがありましたけれども、今回は規模の要件がないのでかなりの事業場で、この 化学物質管理者を選任しなければいけないということになります。リスクアセスメント対 象物を製造したり取り扱う事業場ですが、これからこのリスクアセスメント対象物の範 囲がどんどん広がっていきますので、化学物質管理者を選任しなければいけない事業 場というのは全国にたくさんになるかなと考えられます。これは令和6年4月1日からの 施行となります。

この化学物質管理者というのは個別の作業現場ごと選任する必要はないのが作業主 任者とは違うところです。工場、店社、営業所など事業場ごとに化学物質管理者を選任 する必要があります。安全衛生委員会、あるいは衛生委員会が設置されている単位ご とと考えていただければいいかと思います。

また、一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場では対象外です。 事業場の選任人数ですけれども、事業場の状況に応じて複数名の選任も可能です。



選任要件ですが、リスクアセスメント対象物を製造する事業場では、専門講習を受けてくださいということになります。それ以外の事業場の場合には資格要件はありませんが、 専門的講習の受講を推奨します。

職務の内容としては、ラベルSDSの確認、それから化学物質に関するリスクアセスメントの実施の管理です。実施しなさいということではなくて、実施の管理、リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置等の選択等、実施の管理、化学物質の自立的な管理に係る各種記録の作成と保存、化学物質の自立的な管理に関わる労働者への周知、教育、このあたりを実際にやらなければいけないこととなります。

ラベル・SDSの作成、これはリスクアセスメント対象物の製造事業場の場合に限られますが、リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応といったことも求められていますので、かなり職務としては重いものになるかと思います。かなり権限を持っていなければいけないと考えられます。

この資格要件としての化学物質管理者講習については既に告示が出されていまして、この専門講習というものはリスクアセスメント対象物の製造事業場の場合は全部で実習も含めて12時間、2日間に及ぶ研修を受ける必要があります。すでに中央労働災害防止協会、中災防ですとか、日本規格協会あるいはテクノヒルといったようなところで始めていると聞いておりますが、これから今後の講習会が全国で展開されることになります。そうしないと令和6年4月1日には間に合わないということになります。それからリスクアセスメント対象物の製造事業所以外の場合は、6時間の専門講習もあり、こちらの一日講習が推奨されています。講習の免除につきましては、科目ごとにですが、作業主任者、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の免許を持っている方たちが、科目ごとに免除になっています。



2-2 保護具着用管理責任者の選任

2024(R6).4.1施行 (安衛則12条の6)

氏名の周知(掲示など)も必要

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として 労働者に保護具を使用させる事業場





(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(厚生労働省通達の抜粋)「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が 含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講 することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具 <u>の管理に関する教育を受講した者</u>を選任すること。 合計 6 時間(社内教育でも可) 令和4年12月26日通達による

- ④ 第一種衛生管理者免許、または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 作業主任者(有機溶剤、特定化学物質など)の資格を有する者
- ⑥ 安全衛生推進者講習を修了した者、安全衛生推進者の選任要件を満たす者
- 職務の実施に支障がない範囲内で、作業主任者等が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと。

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

28

リスクアセスメントに基づいて保護具を着用しなければならないといったような事業場 の場合には、保護具着用管理責任者というものを選任しなければいけなくなりました。 これは令和6年4月1日から施行になります。

この選任要件としては、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有す るものということで、専任の要件としては化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、 これはあとでまた出てきます、労働衛生コンサルタント、第一種衛生管理者または衛生 工学衛生管理者、作業主任者、安全衛生推進者といった形で、範囲が広くなりますけ れども、選任要件ということになっています。

何をするかというと、有効な保護具を選択して、労働者の使用状況の管理、その他の 保護具の管理に関わる業務で、かなりこれは現場に密着して具体的な業務をしていく ことになります。



2-3 雇い入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行 (安衛則35条)

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この 省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱うすべての 事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

(厚生労働省通達の抜粋)本規 定の改正は、雇入れ時等の教育 のうち本条第1項第1号から第4 号までの事項の教育に係る適用 業種を、全業種に拡大したもの。







すべての業種で 同じ内容に

職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 2 - 4

2023(R5).4.1施行 (安衛法施行令19条)

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の 作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければ ならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。



(現場監督者)

29

• 食料品製造業(食料品製造業のうち、一部はすでに職長教育の対象です。)

• 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

次に、雇入れ時等教育の拡充というのがあります。今までは特定の業種では一部教育 項目の省略が認められていましたけれども、これはなしになりました。つまり、化学物 質の取り扱いについては業種によらず、雇入れ時の教育をしなければいけないという ことになったわけです。これは令和6年4月1日から施行になります。

職長教育ついては、安全衛生教育が必要となる業種が増えました。一つが食料品の 製造業、もう一つが、新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業となります。食料品 の製造業については、災害が結構多いということで、対象業務に追加されています。 印刷業の方は大阪で起こった胆管がんの事例がありましたので、職長教育の業種の 拡大として追加されています。これは、令和5年4月1日から適用されます。



3-1 SDS等による通知方法の義務化

義務者:通知対象物を譲渡し、または提供する者(化学物質を製造する事業場など)

2022(R4).5.31(公布日)施行 (安衛則24条の15, 安衛則34条の2の3)

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、 事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。

この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

改正前

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法(磁気ディスクの交付、FAX送信など)

SDS(安全データシート) 安全データシート (SDS) 事業者間の取引時に SDSを提供し、化学品の危険有害性や適 (h) (h) 切な取扱い方法等を

改正後

通知の幅が 広がった

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・ホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める



30

SDS等による通知方法の柔軟化については、もうこれはすでに令和4年5月31日に施 行されています。

交付と同時に使用されていますけれども、従来、SDS等の通知の方法というのは、文 書で交付しなければいけない、あるいは相手方が承諾した方法でなければいけない、 相手方が電子的なもの、あるいはファックスでいいよといった場合はそれでも良かった わけですが、現在では相手方の承諾を得ずに以下の方法で通知が可能ですよというこ とになりました。通知をする側が選べますよということです。文書で交付したり、電子的 なもの、あるいはホームページにそれを掲載してそれを通知する、二次元バーコードで 閲覧を求めるという形でもいいよということで、この辺のところは規制が緩和されたと考 えていいかと思います。柔軟化でより早く通知をしてくださいということです。



3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」 の定期確認と更新

義務者:通知対象物を譲渡し、または提供する者(化学物質を製造する事業場など)

2023(R5).4.1施行 (安衛則24条の15, 安衛則34条の2の5)

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新し なければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、 同様の更新と通知が努力義務となります。

SDS(安全データシート)



事業者間の取引時に SDSを提供し、化学 品の危険有害性や適 切な取扱い方法等を 伝達

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

(厚生労働省通達の抜粋)SDS等を更新した場合の再通知の方法としては、各事業者で譲 渡提供先に関する情報を保存している場合に当該情報を元に譲渡提供先に再通知する方法 のほか、譲渡提供者のホームページにおいてSDS等を更新した旨を分かりやすく周知し、当 該ホームページにおいて該当物質のSDS等を容易に閲覧できるようにする方法等があること。



HPのURLや 二次元コード の伝達

31

こちらは規制の強化になります。SDSの通知事項である人体に及ぼす作用については、 定期的に5年以内ごとに一回確認して変更があるときは、確認後一年以内に更新しな ければいけないいうことで、これは令和5年4月1日から施行されました。 変更したときは、その通知先に変更内容を通知しなければいけないということで、人体 に及ぼす作用については定期的に確認するということが求められます。



3-3 SDS等による通知事項の追加と 含有量表示の適正化

義務者:通知対象物を譲渡し、または提供する者(化学物質を製造する事業場など)

2024(R6).4.1施行 (安衛則24条の15,安衛則34条の2の4,34条の2の6)

- ●SDSの通知事項に新たに
- 「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- ●SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、 重量パーセントの記載が必要となります。
- ※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセント への換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

SDS(安全データシート)



事業者間の取引時に SDSを提供し、化学 品の危険有害性や適 切な取扱い方法等を

(厚生労働省通達の抜粋)法第57条の2第1項の規定により通知す るSDS等における通知事項に、「想定される用途及び当該用途にお ける使用上の注意」を追加したこと。また、安衛則第24条の15第1項 の規定により通知を行うことが努力義務となっている特定危険有害 化学物質等に係る通知事項についても、同事項を追加したこと。

32

SDSによる通知事項の追加として、これは令和6年4月1日から施行になりますけれど も、譲渡提供時に想定される用途および当該用途における使用上の注意というものが 通知されるのとともに成分の含有量の記載について、従来の10%刻みではなくて重量 パーセントを記載してくださいということになります。これは混合物の場合にそれをSDS として分類していかなければいけないといった時に、10%刻みじゃなくて、実際の重量 パーセントというのが必要になるからです。

ただし、製品によって含有量に幅があるものは、その濃度範囲の表記が可能ということ です。あるいは重量パーセントへの換算方法が明記されていれば、表記を行ったもの とみなされるということになります。



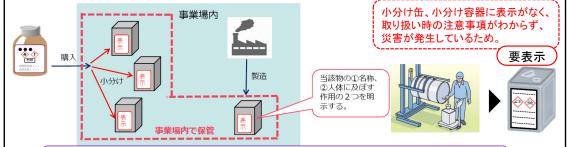
3-4 化学物質を事業場内で別容器等で 保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行 (安衛則33条の2)

その他の方法:使用場所への掲示など

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質 (ラベル表示対象物) について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付 その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



(厚生労働省通達の抜粋)本規定は(中間略)保管を行う者と保管された対象物を取り扱う者が異 なる場合の危険有害性の情報伝達が主たる目的であるため、対象物の取扱い作業中に一時的に 小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで適用されるものではないこと

33

化学物質を事業場内で別容器等で保管する、これは、よく行われるわけですけれども、 安衛法第57条で譲渡提供等のラベル表示が義務付けられているようなものについて は、他の容器に移し替えて保管する場合とか、自ら製造したラベル表示対象物を容器 に入れて保管するような場合、この場合は、ラベル表示・文書の交付その他の方法で 内容物の名称やその危険性、有害性情報等を伝達しなければならないということにな ります。

職場巡視などでご指導いただく際には、小分けしたときにそれがきちんと表示されてい るかということにも、注意を払っていただく必要があるかと思います。こちらは令和5年 4月1日から施行されております。



注文者が必要な措置を講じなければ -5 ならない 設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行 (安衛法31条の2. 施行令9条の3)

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外 注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、 作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならない とされています。

この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等に よる通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

文書交付を義務とする対象設備を拡大

- ·化学設備(危険物製造・取扱い設備)
- ・特定化学設備(特定第2類物質・第三類 物質製造・取扱い設備)

対象拡大

全てのGHS分類済み物質の

製造・取扱い設備







化学設備に限らず、SDS 等通知対象物を取り扱う 設備の改造、修理、清掃 において、請負会社が化 学物質の危険、有害性を 知らずに 災害、事故が 発生しているため

34

次は、この注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲が拡大されました ということなのですが、これは化学物質の製造取扱い等の改造、修理、清掃等の仕事 を発注する側が、請負人の労働者の労働災害を防止するということ、実際には、このよ うな災害が起きているのは、大きな工場等でそういったものを請け負って行っている労 働者の災害というのが多いわけですから、使用されている化学物質の危険性と有害性、 それから作業において注意すべきするええ注意すべき事項、安全確保措置等を記載し た文書、そういったものを交付しなければならないわけですが、この措置の対象となる 設備が大幅に増えています。

従来は化学設備、特定化学設備で決められていたんですが、通知対象物の製造・取 扱設備については、この注文者が必要な措置を講じなければいけません。情報をきち んと伝えなければいけませんということになります。注文者として、当然に行われるべ きことと思います。



4 化学物質管理の水準が一定以上の 事業場の 個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行 (有機則, 特化則, 鉛則, 粉じん則の各条文)

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その 認定に関する特別規則(特定化学物質障害予防規則等)について個別規制の適用を除外し、 特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理(リスクアセスメントに基づく 管理)に委ねることができます。

<認定の主な要件>(厚生労働省通達の抜粋)

①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家(労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)かつ 5年以上の実務経験、作業環境測定士として6年以上の実務経験+講習、その他)が配置されていること。

・専属の化学物質管理専門家については、作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じた必要な人数が事業場に専属の者として配置されている必要があること。

過去3年間に、②化学物質等による休業4日以上の労働災害が発生していないこと。

③作業環境測定の結果が、すべて第一管理区分であったこと。

④特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められた労働者がいなかったこと

- ・事業場に属さない化学物質管理専門家から、リスクアセスメントの結果やその結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容に対する評価を受けた結果、当該事業場における化学物質による健康障害防止措置が適切に講じられていると認められることを求めるものであること。
- ・3年以内ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効果を失うものであること。適用(更新)については、過去3年間、申請に係る当該物質に係る作業環境測定の結果に基づく評価が、第一管理区分に相当する水準を維持していることを何らかの手段で評価し、その評価結果について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家の評価を受ける必要があること。
- ・その他、認定要件に該当しなくなった際の遅滞なき報告義務、局長による認定取り消しに関する規定など。

35

これは特別規則に関連してのことですけれども、規制の緩和と考えていいのかもしれません。特別規則の適用除外、これまでは有機則の一部にあったのですが、今回の制度改正により特化則や粉じん則も含めて適用除外が認められることになりました。 化学物質管理の水準が一定以上であると都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に係る特別規則、ただし、保護具の着用と、それから特殊健康診断を除くことになるんですけれども、その他の規則、例えば作業環境測定とか、そういったものの特別規則の管理が適用除外されるいうことになります。

ただし、これは、かなりハードルが高いです。まず、認定を受けようとする事業場に専属の化学物質管理専門家が配置されているということが条件ですので、これはかなりの 大企業でないと難しいかなと思います。

そして過去3年間に、その特別規則が適用される化学物質による死亡または休業4日以上の労働災害が発生していない、それから過去3年間に特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分、これは作業単位ごとではなくて、その事業場ごとということですから、すべての作業場所で3年間に第一管理区分であると、これもかなり厳しいかと思います。

それから過去3年間に特別規則に基づいて行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったということで、このあたりでかなりハードルが高いということはご理解いただけるかと思います。そしてもう一つはこの外部の監査ということとなりますけれども、過去3年間に一回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づいて、事業者が講ずる労働者の危険または健康障害を防止するため、必要な措置の内容について当該の事業場に属さない化学物質管理専門家、これは外部の化学物質管理専門家によって評価を受けなければいけないということです。そして適切に講じられていますよということで、外部監査を行って認められている場合、あと当然ですが、過去3年間に事業者が当該事業場について、労働安全衛生法およびこれ

に基づく命令に反していないことと、これをクリアすれば認定されます。ただし、その認定は3年間有効ということで、3年ごとにその更新を受けなければいけません。ですから、この制度はできましたけれども、こういう管理が徹底し、良好に管理されているな事業場でないとこれはなかなかクリアが難しいかなというものになるかと思います。この制度は令和5年4月1日から施行されましたので、この4月の時点で、過去3年間でこの条件がクリアできているところは、特別規則の適用除外が申請できますよということになります。



化学物質管理専門家の要件 (令和4.9.7告示)

(※ 有機溶剤、特定化学物質、鉛を取り扱う場合)

- ① 労働衛生コンサルタント(労働衛生工学に限る。)+5年以上化学物質の管理業務に従事。
- ② 作業環境測定士 + 6年以上測定士としての業務に従事 + 国が定める講習(合計33時間の講習)の修了者
- ③ 衛生工学衛生管理者の免許 + その後8年以上衛生に係る技術的事項で、衛生工学に関する管理業務に従事(※厚生労働省パブリックコメント抜粋:衛生工学衛生管理者は、労働者が500人を超え、かつ有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場において選任が義務付けられるものであるため、8年間の実務経験により、化学物質の管理に関する知識を蓄えることができる。)
- 4 その他同等以上の能力を有する者(CIH労働衛生コンサルタント、作業環境測定インストラクター認定者など。)

適用除外の要件の1つとして、事業場に専属の専門家が配置されていること + 事業場に属さない外部の専門家から、リスクアセスメントの結果等について評価を受けることなどが必要となっている。

36

そして、その時に助言をする化学物質管理専門家の要件というのが、令和4年9月7日に告示で示されているわけですが、労働衛生工学に限られますけれども、労働衛生コンサルタント試験に合格したコンサルタントで、5年以上の化学物質の管理に関わる業務に従事した経験を有する者、作業環境測定士で6年以上作業環境測定士等の業務があり、厚生労働省労働基準局長が定める講習、これは、33時間なのでかなりハードな講習になりますが、それを修了した者となります。

衛生管理者のうち衛生工学衛生管理者免許を受けて8年以上の業務がある者、その他、同等の能力を有すると者といったように、化学物質管理専門家の要件が告示で示されております。



ばく露の程度が低い場合における 5 健康診断の 実施頻度の緩和



(有機則,特化則,鉛則等の各条文)

じん肺健診は、従来どおり。 (異常がなければ3年に1回)

有機溶剤、特定化学物質(特別管理物質等を除く)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康 診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合 には、事業者は、その実施頻度(通常は6月以内ごとに1回)を 1年以内ごとに1回

に緩和できます。

特殊健診の

宇施頻度

現行

リスクに応じて

結果、特殊健診結果を含んで判断して差し支えない

(区分1) 1年以内に1回実施

改正

(区分2) 6月以内に1回実施 施行日(令和5年4月) 前に実施された作業環境測定

以下のいずれも満たす場合(区分1)

①当該労働者が作業する単位作業場所における**直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。** (※四アルキル鉛を除く。)

②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。

6月以内に1回実施

③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

上記以外(区分2)

実施頻度

次回は**1年以内に1**回 (実施頻度の緩和の判断 前回の健康診断実施 日以降に、左記の要件に 該当する旨の情報が揃っ たタイミングで行う。)

次回は6月以内に1回

(厚生労働省通達の抜粋)・労働者ごとに行う必要があること。健康診断の実施頻度を緩和するに当たっ ては、労働衛生に係る知識又は 経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。 ・危険有害性が特に高い製造禁止物質(石綿等)及び特別管理物質(エチルベンゼン、スチレン、コバルト、 ジクロロメタン、RCF、MOCA、コールタール、ホルムアルデヒド、その他)に係る特殊健康診断については 実施頻度の緩和の対象とはならないこと。なお、労働基準監督署等に対して届出等を行う必要はないこと。

37

ばく露濃度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和ですが、こちらは認定とい うことを必要としません。事業者が判断すればいいので、ばく露の程度が低い場合に 特殊健康診断の実施頻度の緩和ができますよということです。

有機則、特化則、それから鉛、四アルキル鉛則に関して、作業環境管理やばく露防止 対策が適切に実施されている場合には、事業者は当該健康診断の実施頻度、通常は 半年に1回ですけれども、それを一年以内ごとに1回に緩和できますよということです。 この要件は労働者単位となります。また、危険有害性が特に高い製造禁止物質(石綿 等)及び特別管理物質などは対象にはなりません。



5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和(続き)

(検討会報告書の抜粋)海外の動向調査によれば、有害物へのばく露の可能性がある労働者への健診は「1年~2年以内ごとに1回」が主流であり、(中間略)近年の職場環境の改善や、業種・作業によっては取扱量が極めて少ない場合があるなど、ばく露が著しく低い労働者に対して、必要以上に健康診断が実施されている可能性がある(以下略)

(厚生労働省パブリックコメントの抜粋)・特殊健康診断の実施頻度緩和に係る要件については、施行日前(令和5年4月1日よりも前)に実施された作業環境測定の評価結果及び健康診断の結果を含んで判断して差し支えありません。

【緩和の要件】

注意:特別管理物質等は、緩和できません! (エチルベンゼン、スチレン、コバルト、ジクロロメタン、RCF MOCA、コールタール、ホルムアルデヒド、MIBK、他)

- ① 当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。
- ② 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③ 直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響

を与えるような作業内容の変更がないこと。

※健康診断の実施頻度を緩和するに当たっては、 労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家

刀関用工に体令和職人は社談りの令匹叩守り守川。

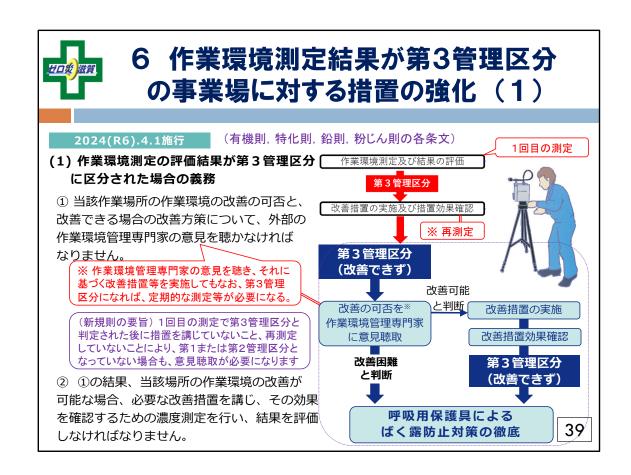
労働者ごとに 判断すること

の助言を踏まえて判断することが望ましい。

38

緩和の要件として、①当該労働者が作業する単位作業場所における直近の3回の作業環境測定結果が第一管理区分であること、②直近の3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと、③直近の健康診断の実施日からばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないことと、その要件を満たせば、次回以降は一年以内に1回になります。作業環境測定結果が区分一でない場合は従来どおりに半年に1回となります。

今回の緩和については、基本は労働者単位となりますが、同一の作業所で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記の要件を満たしている場合に、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて、実施頻度を見直すことが望ましいという注釈もありますので、ご注意ください。



今度はアメとムチのムチになりますが、作業環境測定結果が、第三管理区分の事業所に対する措置の強化、これは特別規則についてでございます。

作業環境測定の評価結果が第三管理区分の場合、これは先ほどの労働基準監督署長が認めるような場合にも相当しますが、当該場所の作業環境の改善ができるのか、できないのかといったようなことについて、外部の作業環境管理専門家、新たな有資格者の名前が出てきましたが、この作業環境管理専門家の意見を聞かないといけません。その意見を聞いて、作業環境の改善が可能な場合は、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



6 作業環境測定結果が第3管理区分 の事業場に対する措置の強化(2)

2024(R6).4.1施行 (有機則, 特化則, 鉛則, 粉じん則の各条文)

- (2)(1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と 測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務
- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、 その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に 対する指導(いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。

(注)第3管理区分における保護具着用管理責任者は、作業主任者と兼務できない

- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知 すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出ること。

(厚生労働省通達の抜粋)有効な呼吸用保護具の選定にあたっての対象物質の濃度の測定において、個人 サンプリング測定等により行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を選定する趣旨である。

40

作業環境管理専門家が必要な改善措置を講じることが困難と判断した場合は、呼吸 用保護具によるばく露防止対策を取らなければならないのですけれども、その時に従 来の作業環境測定というよりも個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を 行って、その結果に応じて有効な呼吸を保護具を使用させるということになります。呼 吸用保護具が適切に装着されていることも確認するために保護具着用管理者を選任 しなければいけない。労働者への周知、労働基準監督署への届け出も義務付けれら れております。

この2枚のスライドの内容をまとめてしますと、第三管理区分がずっと続いている場合 は、まず、その改善ができるかどうかを作業環境管理専門家に聞いてくださいというこ とです。作業環境管理専門家が改善可能と判断した場合は、その改善措置を実施して その結果を確認するわけです。もう一度作業環境測定をして、第一管理区分、第二管 理区分であればいいわけですけれども、第三管理区分だったら保護具をきちんとつけ ます。改善困難と判断された場合は、当然ですけれども、保護具を付けますということ になります。



6 作業環境測定結果が第3管理区分 の事業場に対する措置の強化(3)

2024(R6).4.1施行

(有機則,特化則,鉛則,粉じん則の各条文)

(3)(2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

(注) 改善するまでの間、①② が必要

「等」には、個人ばく露測定が 含まれるが、個人ばく露測定 は6か月ごとの作業環境測定 と兼ねることができない。

① 6か月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を 行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。



② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。



(厚生労働省通達の抜粋)・本規定は、作業環境管理専門家の意見に基づく改善措置等を実施してもなお、第三管理区分に区分された場所について、化学物質等へのばく露による健康障害から労働者を守るため、定期的な測定を行い、その結果に基づき労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の必要な措置の実施を義務付ける趣旨であること。

41

改善が困難と判断された場合は、その評価結果が改善するまでの間、6か月以内ごとに、定期に個人サンプリング法による化学物質の濃度測定を行わないといけない。個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定ですので、従来のA・B測定ではダメで、C・D測定あるいは個人ばく露測定のような個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定をしなければいけない。また、1年以内ごとに1回、定期に呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認するということが必要となります。



6 作業環境測定結果が第3管理区分 の事業場に対する措置の強化 (4)

2024(R6).4.1施行 (有機則, 特化則, 鉛則, 粉じん則の各条文)

(4) その他

① 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の 応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。





測定結果等の保存(3年、7年、30年)

- ② (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を 保存すること(粉じんは7年間、クロム酸等は30年間)。
 - ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

42

そして、この応急的な保護具につきましても、有効な保護具を使ってくださいということ ですが、先ほどの個人サンプリング法による濃度測定した結果で、マスクに求める性 能、つまり要求防護係数が分かりますので、それより大きな指定防護係数のマスクを 購入して使用してくださいということになります。

また、測定結果等の保存ということで、個人サンプリング法等による測定結果、それか ら測定結果の評価結果、呼吸用保護具等の装着確認結果を3年間、粉じんについては 7年間、クロム酸等は30年保存することが求められています。



制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口



職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談 ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口(テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862

受付時間 平日 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

厚生労働省の 委託事業

※ 土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2023年4月3日~2024年3月18日

HPからのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

https://www.technohill.co.ip/telsoudan/



・法令について不明点があれば、所轄の 労働基準監督署(大津、彦根、東近江) または労働局にお問い合わせください。

> 令和5年1月6日現在公表されている内容です。 最新の内容は、厚生労働省ホームページでご確認ください。 【※資料、イラストは厚生労働省及びイラストやHPから引用】

43

今回は、滋賀労働局が作成した資料を使って、説明をいたしました。法令について不明点があれば、当センター、所轄労働基準監督署、労働局へお問い合わせいただきたいと思います。

また、厚生労働省の委託事業として、令和5年度も事業者のための化学物質管理無料相談窓口が開設されていますのでご活用ください。

このほか、当センターでは、産業保健スタッフ、人事労務関係者向け研修を随時実施しております。当センターホームページからのお申し込みも可能ですので、ご興味のおありの方は、ぜひ当センターのホームページをご覧ください。

最後まで説明を聞いていただきましてありがとうございました。